

激変緩和丈比への検討に必要な係数、方針 → 第2回運営協議会で「検討中」としていたもの

- ◇ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の1人あたり保険料額(もしくは納付金額)の一定割合
- ◇ 各保険料区分の1人あたりの保険料額(もしくは納付金額)の合算額の一定割合

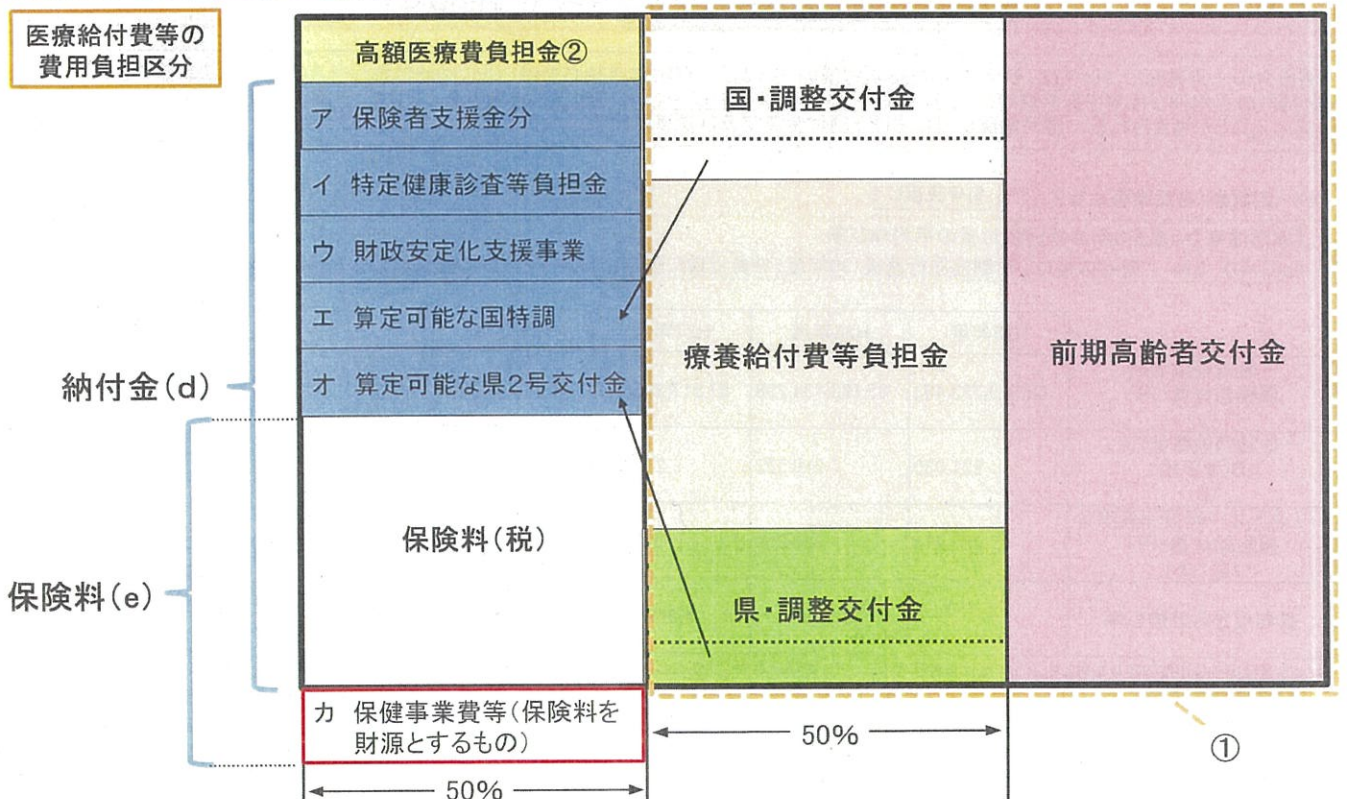
【運営方針(中間報告案)抜粋】

- 財政改善効果を伴う追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料(税)の伸びは抑制・軽減されることとなる。ただし、**納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、市町村において、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。こうした場合でも、保険料(税)が急激に増加することがないように、激変緩和措置により対応する。**
- 各市町村の「被保険者1人あたりの保険料額(もしくは納付金額)」が一定割合(自然増等+α)以上増加すると見込まれる場合に、暫定措置額(国公費)の投入や県繰入金の活用により、当該市町村の納付金総額を減額し、激変を緩和することとする。また、平成30年度から平成35年度までの間、予め激変緩和用として積み立てる特例基金を計画的に活用することとし、激変緩和を目的とした県繰入金の繰入額を上限に、当該基金を県国民健康保険特別会計に繰り入れることとする。
- 納付金等ガイドラインでは、激変緩和措置の検討を、**被保険者1人あたりの「標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)」と各市町村の平成28年度の「被保険者1人あたりの保険料決算額」とを比べる**ことで、市町村の実質的な負担の変化を見て、激変緩和の必要性を判断することが可能であるが、**市町村ごとに予算の見込み方にばらつきがある点や納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握する観点から、「被保険者1人あたりの納付金額(d)ベースの保険料決算額」で行うことも可能**とされている。

検討項目

- ◇ 激変緩和の比較対象を「被保険者1人当たりの各市町村の納付金」(d)または「被保険者1人当たりの標準保険料の算定に必要な保険料総額」(e)のどちらかの値で比較するか。

激変緩和の基準(考え方)について(1)



d = 全体 - ① - ②

e = d - 網掛け(ア～オ 市町村個別調整経費) + (カ) 保健事業費等

ア～カが増減することにより、eは増減するが、dは変動しない。

激変緩和の基準（考え方）について（2）

- ① 納付金(d)での比較は、制度変更に伴う市町村負担の算定となるため年度間の動向がわかりやすい。
- ② 保険料(e)は、納付金(d)から保険料(e)を算定する際、国特別調整交付金や保険者努力支援制度、県2号調整交付金など市町村にとって年度間のバラつきが大きい経費が投入される。
 - ★国特別調整交付金(H27→H28)
 - ※1.5倍以上増加: 1市町村 30%以上減少: 5市町村
 - 増加最大: 4.7倍 減少最大: 80.9%減少
 - ★県2号交付金の変化(H27→H28)
 - ※1.5倍以上増加: 3市町村 30%以上減少: 1市町村
 - 増加最大: 2.1倍 減少最大: 36.8%減少
 - ★保健事業費についても、各市町村により取組みによりバラつきがある。
- ③ 多くの都道府県において、納付金(d)ベースの方が、納付金の仕組みの導入による影響を適切に把握できることなどを理由に、納付金(d)ベースを基準とする予定である。
- ④ 保険料(e)では、市町村によっては、国・県調整交付金に年度間でバラツキ、納付金の仕組み以外の要因による変動が大きいことがあることから、納付金の仕組みの導入による激変緩和を行う基準値としては、不適當である。
- ⑤ 保険料(e)では、保健事業等の市町村の裁量による費用、個別事情が影響し、比較対象としては不適當であること、
- ⑥ 保険料(e)では、実際に比較するにあたり、保険料上昇の抑制となる繰越金や財政調整基金取崩分繰入金など保険料分充当額の調整などを行い平成28年度の「本来集めるべき1人あたり保険料額」の算出が必要であるが、その算出が困難である。

1) 制度改正による負担の変化を見る必要があること、2) 年度間のバラつきが少ない値であることが重要であり、納付金(d)で、激変緩和を比較することが適している。

「被保険者1人あたりの納付金額(d)ベースの保険料決算額」で激変緩和の丈比べを行うこととする。

激変緩和措置に必要な一定割合について【医療分】

医療分の一定割合については、例えば、過去3年程度の一人あたり保険料収納必要額(もしくは納付金ベースの保険料決算額や医療給付費)の平均伸び率等を自然増等とし、例えば、**平均伸び率等を0.5～2.0%程度上回る割合を α として、一年あたりの一定割合として設定**することが考えられる。(国民健康保険における納付金算定及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン))

○一定割合(自然増等 + α) ← 毎年見直し

[自然増等] = 過去3年の保険給付費の平均伸び率

[α] = 0.5% ※ α の値は、新制度施行直後(30年度)の負担増に配慮し、ガイドラインに記載のある下限0.5%とする

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
一般被保険者分 保険給付費(円) (a)	63,529,723,463	65,183,134,298	67,517,295,212	66,646,458,606
一般被保険者数(人) (年度平均) (b)	221,039	219,502	216,870	212,081
一人あたり一般被保険者分 保険給付費(円) (a)/(b)	287,414	296,959	311,326	314,250
前年度からの伸び率	-	3.32%	4.84%	0.94%

注: 各数値は国民健康保険事業年報より。H28年度は年報作成中のため、被保険者数は月報の集計、保険給付費は市町村の決算見込みより算出。

3カ年平均
伸び率

3.03%

自然増等 = 約3.0%

一定割合 = 3.5% 【3.0(自然増等) + 0.5(α)】

激変緩和措置に必要な一定割合について【後期・介護分】

後期高齢者支援金及び介護納付金の一定割合については、1人あたりの負担見込額が告示されており、1人あたり公費相当額を差し引けば、1人あたりの保険料相当額が算出されるので、この保険料相当額を比較した伸率を自然増等とし、例えば、**自然増等を一年あたり0.5～2.0%程度上回る割合を一定割合として設定**することが考えられる。(国民健康保険における納付金算定及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン))

【後期分】自然増等の算出

$$[\text{自然増等}] = (\text{当該年度告示額 ii} - \text{当該年度一人あたり公費等 iv}) / (\text{28年度告示額 i} - \text{28年度一人あたり公費等 iii})$$

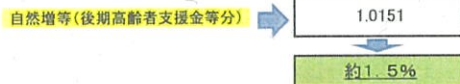
[α] = 0.5%

	告示額(円)	被保険者数(人)
H28 (i)	57,373	212,081
H29 (ii)	58,234	209,181

H25～H28の被保険者数の伸び率を基に推計

平成28年度		総額(円)	1人あたり額(円)
公費等	後期高齢者負担金	3,732,165,424	17,598
	国・普通調整交付金(後期高齢者支援金等分)	1,180,608,000	5,567
	都道府県繰入金(1号分、後期高齢者支援金等分)	734,294,717	3,462
	合計	5,647,068,141 (iii)	26,627

平成29年度(推計)		総額(円)	1人あたり額(円)
公費等	後期高齢者負担金	3,734,000,594	17,851
	国・普通調整交付金(後期高齢者支援金等分)	1,184,237,000	5,661
	都道府県繰入金(1号分、後期高齢者支援金等分)	734,655,782	3,512
	合計	5,652,893,376 (iv)	27,024



【介護分】自然増等の算出

$$[\text{自然増等}] = (\text{当該年度告示額 ii} - \text{当該年度一人あたり公費等 iv}) / (\text{28年度告示額 i} - \text{28年度一人あたり公費等 iii})$$

[α] = 0.5%

	告示額(円)	被保険者数(人)
H28 (i')	64,161	65,028
H29 (ii')	67,200	60,195

H25～H28の被保険者数の伸び率を基に推計

平成28年度		総額(円)	1人あたり額(円)
公費等	介護納付金負担金	1,241,148,059	19,086
	国・普通調整交付金(介護納付金分)	347,576,000	5,345
	都道府県繰入金(1号分、介護納付金)	244,192,947	3,755
	合計	1,832,917,006 (iii')	28,187

平成29年度(推計)		総額(円)	1人あたり額(円)
公費等	介護納付金負担金	1,252,425,104	20,806
	国・普通調整交付金(介護納付金分)	353,042,000	5,865
	都道府県繰入金(1号分、介護納付金)	246,411,679	4,094
	合計	1,851,878,783 (iv')	30,765



※自然増等を上回る割合の値は、新制度施行直後(30年度)の負担増に配慮し、ガイドラインに記載のある下限0.5%とする。

一定割合

- 後期高齢者支援金等分 = 2.0% 【1.5(自然増等) + 0.5(α)】
- 介護納付金分 = 1.8% 【1.3(自然増等) + 0.5(α)】

激変緩和措置の比較に使用する一定割合【合算額】

- 激変緩和目的の繰入総額は、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の各市町村の1人あたりの保険料額の合算額を平成28年度と当該年度で比較し、一定割合以上増加した金額とする。合算額の比較に使用する一定割合は、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の一定割合と別に任意の値を設定する。(ガイドライン)

医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分ごとに設定した一定割合を加重平均した値を医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合算額の一定割合として設定する。

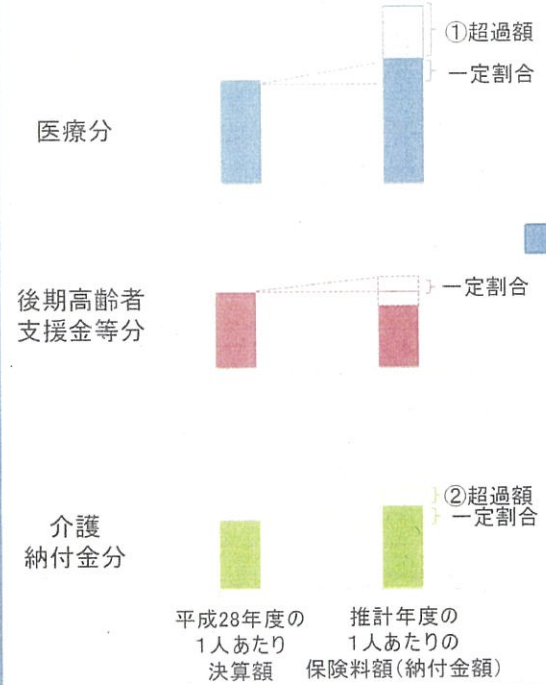
区分	保険給付費等	一定割合
医療分	66,646,458,606 円 ※1	3.5 =
後期高齢者支援金分	12,167,723,213 円 ※2	2.0 =
介護納付金分	4,172,261,508 円 ※3	1.8 =
計	82,986,443,327 円 (A)	265,108,122,261 円 (B)

(B)/(A) = 3.2 → 一定割合【合算額】

- ※1 平成28年度県内全市町村実績(一般)
- ※2 平成28年度告示額より算出
- ※3 平成28年度告示額より算出

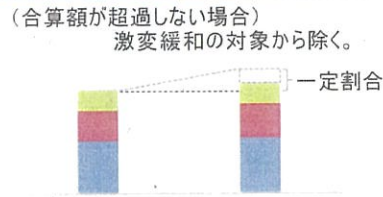
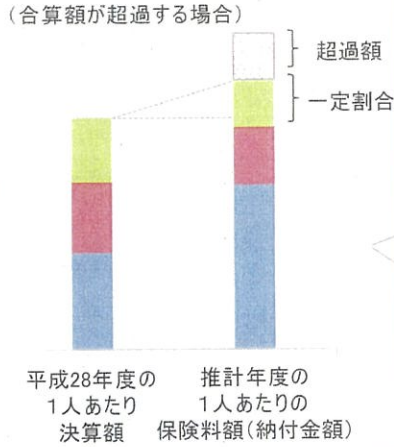
激変緩和の丈比べ計算の流れ

1) 都道府県は、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれについて28年度からの自然増等を考慮した一定割合を定め、市町村ごとにそれぞれ1人あたりの平成28年度保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。

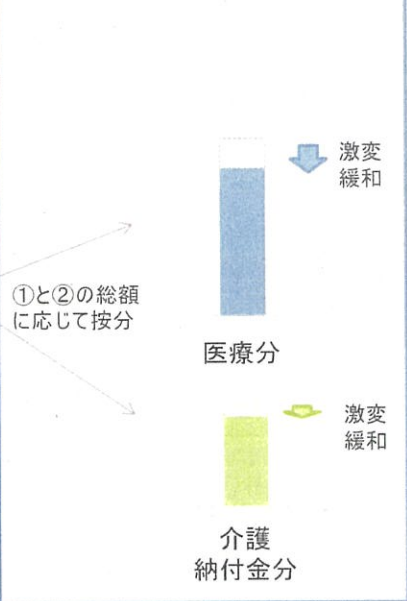


2) 都道府県は、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算額に対する一定割合を定め、平成28年度の1人あたり保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。

※対象被保険者数の違いによる影響を解消するため、一般被保険者数で1人あたり介護納付金を調整計算。



3) 都道府県は、2)の一定割合超過額を1)から計算した超過総額に応じて比例按分し、2)の一定割合を超過しないよう、各保険料分に対する都道府県繰入金額による激変緩和の額を算出。



※激変緩和後であっても1)の一定割合を超えることはある。
※2)の一定割合を超過する額全額に都道府県繰入金を繰入れた結果、現状の一人あたり保険料額を下回る場合には、下回る部分を激変緩和措置の対象から除く調整を可能とする。

各保険料が一定割合を超過しない場合には、激変緩和措置の対象にならない。